

令和8年熊本地震

地震で被災した人の パスポート発給手数料の減免

▼対象(こちらも該当する人)

- ・災害時に居住していた住宅が半壊以上か、床上浸水の被害を受けた
- ・本市に住民票があるか、被災当時に対象市町村に住民票があった(7月28日時点)

※対象市町村は、熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町、芦北町、津奈木町

▼手数料 免除

▼減免申請期間

令和9年7月27日(火)まで

▼必要なもの

- ・罹災証明書(原本)
- ・住民票の写し、または戸籍の附票の写し(災害時に居住地を確認する書類)
- ・通常申請に必要な書類一式

▼注意事項

- ・減免できるのは窓口(市役所市民課)申請のみ
- ・7月27日以前の申請は適用外

申問 市民課 市民窓口班

☎096(248)1113

不要になった家庭用パソコン 無料回収

市は、不要になった家庭用パソコンの無料回収を行なっている、リネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結しています。オンラインで申し込むと、梱包したパソコンを配達業者が指定日時に回収にきます。

詳しくはホームページを確認するか、電話で問い合わせください。



▲リネットジャパン

問 リネットジャパンリサイクル(株)

☎0570(085)800

10月は 食品ロス削減月間です

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず、捨てられる食品のことを言います。

日本では令和6年度推計で年間約461万tの食品が捨てられています。これは1人当たり毎日おにぎり1個分を捨てていることになりました。

食品ロスの削減には生産者や企業だけでなく、一人一人が取り組む必要があります。皆さんも身近な食品について考えてみましょう。

問 環境衛生課

☎096(248)1202

熊本地震に関する 無料法律相談

被災した人や家族が対象です。市社会福祉協議会での法律相談

月2回、弁護士が対応し、熊本地震に関する相談もできます。予約制です(1回の相談枠に限りあり)。

※10月の相談は、10月1日(木)に予約受付開始

問 市社会福祉協議会

☎096(242)7000

※相談枠が埋まっている場合は、県弁護士会の無料法律相談をご利用ください(要予約)



▲県弁護士会ホームページ

問 県弁護士会 法律相談センター

☎096(325)0009

日本弁護士連合会の無料電話相談

▼とき(土日祝を除く)

11月30日(月)まで
午前10時〜正午、午後2時〜4時
☎0120(254)994

災害ボランティアへの参加に ご協力ください

令和8年熊本地震の被災地では、家屋の片付けや家財の搬出、清掃、支援物資の仕分けなどに協力できる災害ボランティアを募集しています。



▲市ホームページ

そうだん

『スマホ相談窓口』を 開設します

スマホをもっと身近に感じて、便利に利用できるよう、相談窓口を開設します。相談は、専門の相談員が対応します。気軽に越してください。端末の購入・料金プラン・パスワード・金銭に関する相談はお受けできません。

▼とき(10月)

毎週木曜日・金曜日
午前9時〜正午
午後1時〜午後4時
※1人当たり30分程度

▼ところ

木曜日 市役所1階ホール
金曜日 老人憩の家
参加費 無料
持ってくるもの
・スマートフォン(お持ちでない人には体験用スマホを貸し出し)

くらし

証明書の取得ができる キオスク端末を設置します

10月1日から市役所、各支所、西合志総合窓口、マイナンバーカードを利用して証明書を取得できるキオスク端末(証明書自動交付機)を設置します。職員が操作をサポートしますので、ぜひご利用ください。窓口より100円安い手数料で取得できます。



▼取得できる証明書(各200円)

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・所得証明書
- ・市県民税課税台帳記載事項証明書

参加を希望する人は、各市町村の災害ボランティアセンター(社会福祉協議会)の最新情報を確認し、申し込みしてください。



▲県社会福祉協議会ホームページ

問 県社会福祉協議会

熊本市ボランティアセンター

☎096(324)5436

無料法律・登記相談会

10月1日は『法の日』です。司法書士、土地家屋調査士は、あなたの財産や権利を守ります。専門家が無料で相談に応じます。気軽に相談ください。予約制です。

▼とき 10月28日(水)

午前9時30分〜正午

▼ところ

光の森町民センター『ギャロピピア』(菊陽町光の森2-1-1)

▼相談内容

- ①司法書士に関すること
- ・相続、売買、贈与、担保権などに関する登記

年末調整関係の書類の配布が 変わります

国税庁では、デジタル化の推進により、給与所得の源泉徴収票などの電子提出を進めています。これに伴い、令和8年分から年末調整関係の用紙に次の3種類が同封されません。

▼同封されない用紙

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・給与支払報告書(総括表)
- ・給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

※市役所や税務署の窓口にも用紙はありません

※手書きの用紙が必要な場合は、

国税庁ホームページから取得してください



▲国税庁ホームページ

問 国税相談専用ダイヤル

☎0570(00)5901

もよおし

人権ふれあいセンター 文化祭を開催します

各教室、講座の日頃の成果を発表します。気軽に立ち寄りください。

▼とき

11月8日(日)
午前9時〜午後4時30分

▼ところ

人権ふれあいセンター
(豊岡5-1-13)

▼内容

人権ふれあいセンター主催の各教室、自主講座の展示と発表(書道・カラオケ・ギター演奏・日本舞踊・健康体操など)

問 人権ふれあいセンター

☎096(248)3893